

令和3年度介護報酬改定に係る注意点について

令和3年4月1日から9月30日までの間、各サービス月の基本報酬に0.1%の上乗せ分を併せてご請求いただく必要があります。

当該上乗せ分をご請求されない場合には、本会の審査にて「返戻」の取扱いとなりますので、ご注意ください。

〈参考資料〉

令和3年4月21日厚労省事務連絡

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.7) (令和3年4月21日) の送付について 問2